

十勝ものづくり総合支援補助金<よくある質問>

Q：アーリーステージ支援やとかち人チャレンジ支援と事業計画の棲み分けを行い、同時に応募することは可能ですか？

A：申し訳ありません。とかち財団では、より多くの企業に支援制度を活用いただきたいと考えておりますので、例え棲み分けを行っても、当方の複数事業を同時応募することはできません。ご了承ください。

Q：国の補助事業と重複して活用することはできますか？

A：可能です。但し、他の補助事業の分は本ものづくり補助金の対象経費とはなりません。また、重複する場合、他の補助事業を活用する部分と本ものづくり補助金を活用する部分を提案事業の中で棲み分けするよう、お願いいたします。

Q：過去に財団の助成事業に採択されたことがあるのですが、再度応募することは可能ですか？

A：可能です。但し、審査の過程では、過去に採択された事業の成果に対し、今回、応募いただく提案が更なる発展性のある内容であることが求められますので、前回、どこまで到達し、今回はそれを発展させてどういった成果に結びつけるのかをご提案ください。

Q：ものづくり補助金を活用して、とかち財団の検査分析、機器使用等の有料サービスの支払いは可能ですか？

A：可能です。但し、とかち財団との共同研究や受託事業への活用はできません。

Q：物産展出展は一種の「販売会」と言えますが、販路開拓事業の対象になりますか？

A：その催事の主たる目的が「販路開拓」であって「営利販売では無い」事がポイントです。バイヤー向け展示会で一部のサンプルを有償譲渡するケースは対象となりますが、一般消費者向けの物産展にごく一部他社バイヤー等も含まれるというケースは対象外です。

Q：事業費として10万円程度なのですが対象になりますか？

A：応募を拒むものではありません。但し、審査の過程では、低額事業の提案内容が本当に補助が必要か、自社で対応できないのかを問われますので、補助を必要とする理由を明確にして申請いただきたいと思えます。

Q：人件費は現在雇用している職員に付けても良いですか？

A：人件費を認める本来の意味は、本事業に専従される従業員について、その労賃を一部補

助するものであり、既存の職員の給与に対し補助するものではありません。しかし、既存の職員が本事業を担当することで、通常業務以外の労役が発生する事例があることから、既存職員についても本事業を担当する時間に限り、人件費の補助を認めています。このため、対象経費として人件費を申請する場合には、対象となる職員が実際に本事業に従事したことが確認できる書類等の提出を求めることとなりますので、提出書類が種類も量も相当なものになります。申請の手引き5pの*14をご確認の上対応して下さい。また、経営者(役員)を除く従業員が対象となります。

Q：ビーガンをテーマにした飲食店を出店したいのですが、対象となりますか？

A：単なる出店では、そのテーマが例え「十勝では目新しい」ものであっても、新サービスの対象外となります。但し、全国のどこにもない新しい取組みであって、革新的な食提案や食生活のムーブメントを発信するような提案の場合、対象となる可能性がありますので、申請前にご相談ください。

Q：採択前の事前着手は対象外との事ですが、例えば見積依頼、発注、納品、支払いの流れの中で「着手」はどこからになりますか？

A：この場合は「発注」が契約行為にあたり、着手とみなすこととなります。その前の見積依頼までは採択前でも許容されます。